

電子交付に関する規定（包括クレジット）の一部改定について

平素は弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、下記のとおり、電子交付に関する規定（包括クレジット）の一部を改定いたします。

記

1. 適用開始日

2026年5月19日（火）

2. 改定内容

改定後	改定前
電子交付に関する規定（包括クレジット） (2026年5月19日改定)	電子交付に関する規定（包括クレジット） (2022年4月1日新設)
第1条（目的） 本規定は、九州日本信販株式会社（以下、「当社」といいます。）が、 <u>会員に対して交付する書面</u> について、 <u>書面交付</u> に代えて <u>電磁的方法により交付すること</u> （以下、「電子交付」といいます。） <u>に関する取扱い</u> を定めるものです。	第1条（目的） 本規定は、九州日本信販株式会社（以下、「当社」といいます。）が、 <u>本規定第2条の書面</u> について、 <u>紙媒体</u> に代えて <u>インターネットを通じて交付</u> （以下、「電子交付」といいます。） <u>することに関して、その取扱等</u> を定めるものです。
<u>第2条（電子交付の対象）</u> <u>電子交付の対象となる書面</u> は、次のとおりとします。 <u>2及び3の書面については、申込方法又は契約内容により、電子交付の対象外となる場合があります。</u> 1. <u>カードお申込書控又は Pay お申込書控</u> 2. キャッシングサービスの事前交付書面（貸金業法第16条の2第2項） 3. 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	<u>第2条（電子交付）</u> <u>電子交付対象の書面</u> は次のとおりです。 1. <u>カードお申込書控</u> 2. キャッシングサービスの事前交付書面（貸金業法第16条の2第2項） 3. 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

<p>第3条（電子交付の承諾）</p> <p>電子交付を希望する会員は、<u>包括クレジット</u>申込み時に、本規定の内容を<u>確認のうえ、前条に定める</u>書面について電子交付を承諾<u>するものとします。</u></p>	<p>第3条（電子交付の承諾）</p> <p>電子交付を希望する会員は、<u>クレジットカード</u>申込み時に、本規定の内容を<u>ご確認いただいた上で、前項に掲げる</u>書面について電子交付を承諾<u>します。</u></p>
<p>第4条（電子交付の方法）</p> <p>当社は、<u>包括クレジットお申込み後、ショートメッセージサービス（SMS）又は電子メールアドレス宛に通知</u>します。会員は、当該通知に記載された URL にアクセスしてお申込内容等を確認するものとします。<u>また、当該 URL から PDF 形式その他当社所定の形式による書面をダウンロードすることができます。なお、当該書面を閲覧及び保存するためのソフトウェア等が必要となります。</u></p>	<p>第4条（電子交付の方法）</p> <p>当社は、<u>クレジットカードお申込み審査後、ご登録の E メールアドレスにメール</u>を送信します。会員は、当該メール本文に記載された URL にアクセスしてお申込内容等を確認するものとします。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第5条（電子交付の種類と内容）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>種類</u> 当社が送信する E メール記載の URL に、スマートフォン等によりアクセスした上で閲覧及びダウンロードする方法によるものとします。 ●<u>内容</u> ダウンロードできるソフトウェアの種類は、<u>Adobe Reader(Ver.8.0.0 以上)</u>となります。
<p>第5条（留意事項）</p> <p>「ご利用代金明細書」については、<u>別途当社所定の同意</u>が必要となります。また、キャッシングサービスご利用案内書（貸金業法第17条の第1項、第2項、第6項）及びキャッシングサービスにおける受取書面（貸金業法第18条）は書面にて郵送いたしますのでご了承ください。</p>	<p>第6条（留意事項）</p> <p>「ご利用代金明細書」については、<u>別途同意</u>が必要となります。また、キャッシングサービスご利用案内書（貸金業法第17条第1項、第2項、第6項）及びキャッシングサービスにおける受取書面（貸金業法第18条）は書面にて郵送いたしますのでご了承ください。</p>

※改定後の規定全文は、当社ホームページで確認できます。